

建築関係許認可等手数料改定新旧表（建築基準法施行細則（昭和35年京都府規則第27号）抜粋）

改定前（～令和元年9月30日）			改定後（令和元年10月1日～）		
区分	手数料 の名称	手数料の額	区分	手数料 の名称	手数料の額
1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第24条第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定申請に対する審査	1件につき <u>0,000円</u>	1	法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第24条第1号若しくは第2号（これらの規定を法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において用する場合を含む。）の規定による仮使用の認定申請に対する審査	1件につき <u>2,400円</u>
1の2	法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	1件につき <u>000円</u>	1の2	法第42条第1項第5号の規定による道の位置の指定の申請に対する審査	1件につき <u>51,000円</u>
1の3	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	1件につき <u>000円</u>	1の3	法第43条第2項第1号の規定による建築の認定の申請に対する審査	1件につき <u>540円</u>
2	法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき <u>000円</u>	2	法第43条第2項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき <u>660円</u>
3	法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき <u>000円</u>	3	法第44条第1項第2号の規定による建築の許可の申請に対する審査	1件につき <u>660円</u>

	お建 け 築 申 数 に る 許 請 料	
4 法第44条第1項第3号の申請に対する審査	道内におけるお建け築申請数	1件につき <u>27,000円</u>
5 法第44条第1項第4号の申請に対する審査	公共歩道におけるお建け築申請数	1件につき <u>160,000円</u>
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面におけるお建け築申請数	1件につき <u>160,000円</u>
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書、第14項ただし書（これらは第14条第2項若しくは第3項又は第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途におけるお建け築申請数	1件につき <u>18</u>

	お建 け 築 申 数 に る 許 請 料	
4 法第44条第1項第3号の申請に対する審査	道内におけるお建け築申請数	1件につき <u>27,540円</u>
5 法第44条第1項第4号の申請に対する審査	公共歩道におけるお建け築申請数	1件につき <u>163,200円</u>
6 法第47条ただし書の規定による建築の許可の申請に対する審査	壁面におけるお建け築申請数	1件につき <u>163,200円</u>
7 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書、第14項ただし書（これらは第14条第2項若しくは第3項又は第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築等の許可の申請に対する審査	用途におけるお建け築申請数	1件につき <u>18</u>

合以外の場合		<u>0,000円</u>	
(2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合		1件につき <u>0,000円</u>	<u>12</u>
(3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要で政令で定める建築物に、住居の環境悪化を防止するため国土交通省令で定める措置を講じる場合		1件につき <u>0,000円</u>	<u>16</u>
8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等 敷地申請 手数料	1件につき <u>0,000円</u>	<u>16</u>
9 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の申請に対する審査	容積率 の特例 申請 手数料	1件につき <u>0,000円</u>	<u>16</u>
9の2 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の申請に対する審査	建蔽率 の特例 申請 手数料	1件につき <u>0,000円</u>	<u>16</u>
10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る申請に対する審査	建築物 の建蔽率 に関する 制限の 適用 除外 に係る 申請 手数料	1件につき <u>000円</u>	<u>33,</u>
11 法第53条の2第1項第3	建築物	1件につき	<u>16</u>

合以外の場合		<u>3,600円</u>	
(2) 法第48条第16項第1号の規定による特例許可を受けた建築物の増築等をする場合		1件につき <u>2,400円</u>	<u>12</u>
(3) 法第48条第16項第2号の規定による日常生活に必要で政令で定める建築物に、住居の環境悪化を防止するため国土交通省令で定める措置を講じる場合		1件につき <u>3,200円</u>	<u>16</u>
8 法第51条ただし書（法第87条第2項若しくは第3項又は第88条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特殊建築物等の敷地の位置の許可の申請に対する審査	特殊建築物等 敷地申請 手数料	1件につき <u>3,200円</u>	<u>16</u>
9 法第52条第10項、第11項又は第14項の規定による容積率に関する特例の申請に対する審査	容積率 の特例 申請 手数料	1件につき <u>3,200円</u>	<u>16</u>
9の2 法第53条第4項又は第5項の規定による建蔽率に関する特例の申請に対する審査	建蔽率 の特例 申請 手数料	1件につき <u>3,200円</u>	<u>16</u>
10 法第53条第6項第3号の規定による建蔽率に関する制限の適用除外に係る申請に対する審査	建築物 の建蔽率 に関する 制限の 適用 除外 に係る 申請 手数料	1件につき <u>660円</u>	<u>33,</u>
11 法第53条の2第1項第3	建築物	1件につき	<u>16</u>

号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	敷地の面積の申請手続の申請料	敷地の面積の申請手続の申請料	0,000円
12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定の申請料	建築物の高さの特例認定の申請料	1件につき <u>27,000円</u>
13 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの申請料	建築物の高さの申請料	1件につき <u>160,000円</u>
14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例申請料	建築物の高さの特例申請料	1件につき <u>160,000円</u>
15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに係る制限の適用除外の申請に対する審査	建築物の高さの制限適用除外の申請料	建築物の高さの制限適用除外の申請料	1件につき <u>27,000円</u>
15の2 法第57条の2第1項の規定による特例の限度の指定の申請に対する審査	特例の適用に関する申請料	特例の適用に関する申請料	1件につき <u>78,</u>
(1) 敷地の数が2である場合	特例の適用に関する申請料	特例の適用に関する申請料	1件につき <u>78,</u>

号又は第4号の規定による建築物の敷地面積の許可の申請に対する審査	敷地の面積の申請手続の申請料	敷地の面積の申請手続の申請料	3,200円
12 法第55条第2項の規定による建築物の高さに関する特例の認定の申請に対する審査	建築物の高さの特例認定の申請料	建築物の高さの特例認定の申請料	1件につき <u>27,540円</u>
13 法第55条第3項各号の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの申請料	建築物の高さの申請料	1件につき <u>163,200円</u>
14 法第56条の2第1項ただし書の規定による建築物の高さの許可の申請に対する審査	建築物の高さの特例申請料	建築物の高さの特例申請料	1件につき <u>163,200円</u>
15 法第57条第1項の規定による建築物の高さに係る制限の適用除外の申請に対する審査	建築物の高さの制限適用除外の申請料	建築物の高さの制限適用除外の申請料	1件につき <u>27,540円</u>
15の2 法第57条の2第1項の規定による特例の限度の指定の申請に対する審査	特例の適用に関する申請料	特例の適用に関する申請料	1件につき <u>79,</u>
(1) 敷地の数が2である場合	特例の適用に関する申請料	特例の適用に関する申請料	1件につき <u>79,</u>

合 (2) 敷地の数が3以上である場合	の 限 指 申 請 数 料	度 定 手 数	000円 1件につき <u>78,000円</u> に2を超える敷地の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の指定の取消しに対する審査	特 例 容 積 率 の 指 定 の 取 消 し の 申 請 に 対 す る 審 査	特 例 容 積 率 の 指 定 の 取 消 し の 申 請 に 対 す る 審 査	1件につき <u>6,400円</u> に現に存する敷地の数に <u>12,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの限度に関する特例の申請に対する審査	特 例 容 積 率 の 指 定 の 取 消 し の 申 請 に 対 す る 審 査	特 例 容 積 率 の 指 定 の 取 消 し の 申 請 に 対 す る 審 査	1件につき <u>160,000円</u>
16 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の申請に対する審査	高 用 地 お お 建 築 物 の 容 積 率 、 建 蔽 率 、 建 築 面 積 又 は 壁 面 の 位 置 に 関 す る 特 例 の 申 請 に 対 す る 審 査	高 用 地 お お 建 築 物 の 容 積 率 、 建 蔽 率 、 建 築 面 積 又 は 壁 面 の 位 置 に 関 す る 特 例 の 申 請 に 対 す る 審 査	1件につき <u>160,000円</u>

合 (2) 敷地の数が3以上である場合	の 限 指 申 請 数 料	度 定 手 数	560円 1件につき <u>79,560円</u> に2を超える敷地の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額
15の3 法第57条の3第1項の規定による特例容積率の指定の取消しに対する審査	特 例 容 積 率 の 指 定 の 取 消 し の 申 請 に 対 す る 審 査	特 例 容 積 率 の 指 定 の 取 消 し の 申 請 に 対 す る 審 査	1件につき <u>6,520円</u> に現に存する敷地の数に <u>12,240円</u> を乗じて得た額を加算した額
15の4 法第57条の4第1項の規定による建築物の高さの限度に関する特例の申請に対する審査	特 例 容 積 率 の 指 定 の 取 消 し の 申 請 に 対 す る 審 査	特 例 容 積 率 の 指 定 の 取 消 し の 申 請 に 対 す る 審 査	1件につき <u>163,200円</u>
16 法第59条第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積又は壁面の位置に関する特例の申請に対する審査	高 用 地 お お 建 築 物 の 容 積 率 、 建 蔽 率 、 建 築 面 積 又 は 壁 面 の 位 置 に 関 す る 特 例 の 申 請 に 対 す る 審 査	高 用 地 お お 建 築 物 の 容 積 率 、 建 蔽 率 、 建 築 面 積 又 は 壁 面 の 位 置 に 関 す る 特 例 の 申 請 に 対 す る 審 査	1件につき <u>163,200円</u>

	可申請 手数料	
17 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における物部高申請料	1件につき <u>0,000円</u> 16
18 法第59条の2第1項の規程の特例による審査	敷地を有する建築物の容積率又は高さの特例申請料	1件につき <u>0,000円</u> 16
18の2 法第66条第3項第2号の建築物の特例による審査	防災整備区域の建築物の面最度建物の制限位置の特例申請料	1件につき <u>0,000円</u> 16

	可申請 手数料	
17 法第59条第4項の規定による建築物の各部分の高さの許可の申請に対する審査	高度地区における物部高申請料	1件につき <u>3,200円</u> 16
18 法第59条の2第1項の規程の特例による審査	敷地を有する建築物の容積率又は高さの特例申請料	1件につき <u>3,200円</u> 16
18の2 法第66条第3項第2号の建築物の特例による審査	防災整備区域の建築物の面最度建物の制限位置の特例申請料	1件につき <u>3,200円</u> 16

<p>18の3 法の第66条第9項第2号の規及び除の適用に對する審査</p>	<p>防区地お建の率高関制適外る申数 定街備にる物口びにるの除係可手 特災整区け築間及さす限用に許請料</p>	<p>1件につき <u>16</u> <u>0,000円</u></p>
<p>18の4 法の第68条第1項第2号の規同よはに對する審査</p>	<p>地お建の、の又地にるの申数 觀にる物さ面置敷積す例可手 景区け築高壁位は面關特許請料</p>	<p>1件につき <u>16</u> <u>0,000円</u></p>
<p>18の5 法の第68条第5項の規除す</p>	<p>地お建の分さす限用に認請料 觀にる物部高関制適外る申数 景区け築各のにるの除係定手</p>	<p>1件につき <u>27</u> <u>000円</u></p>

<p>18の3 法の第66条第9項第2号の規及び除の適用に對する審査</p>	<p>防区地お建の率高関制適外る申数 定街備にる物口びにるの除係可手 特災整区け築間及さす限用に許請料</p>	<p>1件につき <u>16</u> <u>3,200円</u></p>
<p>18の4 法の第68条第1項第2号の規同よはに對する審査</p>	<p>地お建の、の又地にるの申数 觀にる物さ面置敷積す例可手 景区け築高壁位は面關特許請料</p>	<p>1件につき <u>16</u> <u>3,200円</u></p>
<p>18の5 法の第68条第5項の規除す</p>	<p>地お建の分さす限用に認請料 觀にる物部高関制適外る申数 景区け築各のにるの除係定手</p>	<p>1件につき <u>27</u> <u>540円</u></p>

<p>19 法の第68条の3第1項の規定による積率、建築の制限に関する審査</p>	<p>再等区沿開促の区域積建又築高関制適外の申数</p>	<p>1件につき <u>27,000円</u></p>
<p>20 法の第68条の3第4項の規定による建築の申請に対する審査</p>	<p>再等区沿開促の区域積建又築高関制適外の申数</p>	<p>1件につき <u>160,000円</u></p>
<p>20の2の規定に関する審査</p>	<p>開促区沿開促の区域積建又築高関制適外の申数</p>	<p>1件につき <u>27,000円</u></p>

<p>19 法の第68条の3第1項の規定による積率、建築の制限に関する審査</p>	<p>再等区沿開促の区域積建又築高関制適外の申数</p>	<p>1件につき <u>27,540円</u></p>
<p>20 法の第68条の3第4項の規定による建築の申請に対する審査</p>	<p>再等区沿開促の区域積建又築高関制適外の申数</p>	<p>1件につき <u>163,200円</u></p>
<p>20の2の規定に関する審査</p>	<p>開促区沿開促の区域積建又築高関制適外の申数</p>	<p>1件につき <u>27,540円</u></p>

	外 除 用 に 認 請 料 手 数		
21 法第68条の4第1項の規制の 定による容積率に 限の適用除るに 申請に対する審査	計の 区等 に お け 共 の 施 整 況 に 積 関 制 適 外 の 申 請 料	1件につき <u>27,540円</u>	
22 法第68条の5の3第2項の 規定の高さの 分する審査	計は 区又 道計 区お 建の 分各 の申 請料	1件につき <u>3,200円</u>	16
23 法第68条の5の5第1項 の規定に よる容積率 に 定 る に 係 る 申 請 料	計の 区等 に お け 積 は の に 係 る 申 請 料	1件につき <u>27,540円</u>	27

	外 除 用 に 認 請 料 手 数		
21 法第68条の4第1項の規制の 定による容積率に 限の適用除るに 申請に対する審査	計の 区等 に お け 共 の 施 整 況 に 積 関 制 適 外 の 申 請 料	1件につき <u>27,000円</u>	27
22 法第68条の5の3第2項の 規定の高さの 分する審査	計は 区又 道計 区お 建の 分各 の申 請料	1件につき <u>0,000円</u>	16
23 法第68条の5の5第1項 の規定に よる容積率 に 定 る に 係 る 申 請 料	計の 区等 に お け 積 は の に 係 る 申 請 料	1件につき <u>27,000円</u>	27

	定手 認請 る申 数料	
24 法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計の 面域に 区お建 お建の に認請 料	1件につき <u>27,000円</u>
25 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率の特例に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道 路に建 物積率 特例申 請手 数料	1件につき <u>160,000円</u>
26 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	仮設建 築物申 請手 数料 (存続 期間 1年 以内)	1件につき <u>60,000円</u> 1件につき <u>120,000円</u>
26の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建 築物申 請手 数料 (存続 期間 1年 超)	1件につき <u>160,000円</u>
27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的 等 計 よ る 地 建 の	

	定手 認請 る申 数料	
24 法第68条の5の6第1項の規定による建蔽率の特例に係る認定の申請に対する審査	地区計の 面域に 区お建 お建の に認請 料	1件につき <u>27,540円</u>
25 法第68条の7第5項の規定による建築物の容積率の特例に関する特例の許可の申請に対する審査	予定道 路に建 物積率 特例申 請手 数料	1件につき <u>163,200円</u>
26 法第85条第5項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 仮設の期間が3箇月以内の場合 (2) その他の場合	仮設建 築物申 請手 数料 (存続 期間 1年 以内)	1件につき <u>61,200円</u> 1件につき <u>122,400円</u>
26の2 法第85条第6項の規定による仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	仮設建 築物申 請手 数料 (存続 期間 1年 超)	1件につき <u>163,200円</u>
27 法第86条第1項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の認定の申請に対する審査	総合的 等 計 よ る 地 建 の	

<p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>物の特 例の認 申請定 手数 数料</p>	<p>1件につき <u>78,000円</u></p> <p>1件につき <u>78,000円</u>に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>既存建 築前物と し合提 計合的 するに る建 物建 例の認 申請定 手数 数料</p>	<p>1件につき <u>78,000円</u></p> <p>1件につき <u>78,000円</u>に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>総合的 計よ 敷地 に内 空を 有地 一す の団 物建 例の 申請特 手数 数料</p>	<p>1件につき <u>220,000円</u></p> <p>1件につき <u>220,000円</u>に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>既存建 築前物と し合提 計合的 するに る建 物建 例の認 申請定 手数 数料</p>	

<p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>物の特 例の認 申請定 手数 数料</p>	<p>1件につき <u>79,560円</u></p> <p>1件につき <u>79,560円</u>に2を超える建築物の数に28,560円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28 法第86条第2項の規定による複数建築物に関する特例の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>既存建 築前物と し合提 計合的 するに る建 物建 例の認 申請定 手数 数料</p>	<p>1件につき <u>79,560円</u></p> <p>1件につき <u>79,560円</u>に1を超える建築物の数に28,560円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28の2 法第86条第3項の規定による1又は2以上の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物の数が1又は2である場合</p> <p>(2) 建築物の数が3以上である場合</p>	<p>総合的 計よ 敷地 に内 空を 有地 一す の団 物建 例の 申請特 手数 数料</p>	<p>1件につき <u>224,400円</u></p> <p>1件につき <u>224,400円</u>に2を超える建築物の数に28,560円を乗じて得た額を加算した額</p>
<p>28の3 法第86条第4項の規定による複数建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p>	<p>既存建 築前物と し合提 計合的 するに る建 物建 例の認 申請定 手数 数料</p>	

<p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>合 計 的 設 に 建 上 の 物 築 例 特 申 可 請 手 数 料</p>	<p>1 件につき <u>22</u> <u>0,000円</u></p> <p>1 件につき <u>22</u> <u>0,000円</u>に1を超 える建築物の数 に<u>28,000円</u>を乗 じて得た額を加 算した額</p>
<p>29 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>一敷地内認定建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>敷 認 地 建 認 物 以 外 建 物 の 建 築 例 申 請 手 数 料</p>	<p>1 件につき <u>78,</u> <u>000円</u></p> <p>1 件につき <u>78,</u> <u>000円</u>に1を超 える建築物の数に2 <u>8,000円</u>を乗じて 得た額を加算し た額</p>
<p>29の2 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>一敷地内認定建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>敷 認 地 建 認 物 以 外 建 物 の 建 築 例 申 請 手 数 料</p>	<p>1 件につき <u>22</u> <u>0,000円</u></p> <p>1 件につき <u>22</u> <u>0,000円</u>に1を超 える建築物の数 に<u>28,000円</u>を乗 じて得た額を加</p>

<p>(1) 建築物（既存建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>合 計 的 設 に 建 上 の 物 築 例 特 申 可 請 手 数 料</p>	<p>1 件につき <u>22</u> <u>4,400円</u></p> <p>1 件につき <u>22</u> <u>4,400円</u>に1を超 える建築物の数 に<u>28,560円</u>を乗 じて得た額を加 算した額</p>
<p>29 法第86条の2第1項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>一敷地内認定建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>敷 認 地 建 認 物 以 外 建 物 の 建 築 例 申 請 手 数 料</p>	<p>1 件につき <u>79,</u> <u>560円</u></p> <p>1 件につき <u>79,</u> <u>560円</u>に1を超 える建築物の数に2 <u>8,560円</u>を乗じて 得た額を加算し た額</p>
<p>29の2 法第86条の2第2項の規定による一敷地内認定建築物以外の建築物に関する特例の許可の申請に対する審査</p> <p>(1) 建築物（一敷地内認定建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合</p> <p>(2) 建築物の数が2以上である場合</p>	<p>一敷地内認定建築物の建築の認定の申請に対する審査</p> <p>敷 認 地 建 認 物 以 外 建 物 の 建 築 例 申 請 手 数 料</p>	<p>1 件につき <u>22</u> <u>4,400円</u></p> <p>1 件につき <u>22</u> <u>4,400円</u>に1を超 える建築物の数 に<u>28,560円</u>を乗 じて得た額を加</p>

		算した額
29の3 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一敷地内建築物の建築申請料	1件につき <u>22,000円</u> 1件につき <u>22,000円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
30 法第86条の5第1項の規定による一敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等の認定取消し申請料	1件につき <u>6,400円</u> に現に存する建築物の数に <u>12,000円</u> を乗じて得た額を加算した額
31 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、後退距離、高さに関する審査	一団住に設置する建築物の容積率、後退距離、高さに関する審査	1件につき <u>27,000円</u>

		算した額
29の3 法第86条の2第3項の規定による一敷地内許可建築物以外の建築物の建築の許可の申請に対する審査 (1) 建築物（一敷地内許可建築物を除く。以下この項において同じ。）の数が1である場合 (2) 建築物の数が2以上である場合	一敷地内建築物の建築申請料	1件につき <u>22,400円</u> 1件につき <u>22,400円</u> に1を超える建築物の数に <u>28,560円</u> を乗じて得た額を加算した額
30 法第86条の5第1項の規定による一敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消しの申請に対する審査	一の敷地とみなすこと等の認定取消し申請料	1件につき <u>6,520円</u> に現に存する建築物の数に <u>12,240円</u> を乗じて得た額を加算した額
31 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、後退距離、高さに関する審査	一団住に設置する建築物の容積率、後退距離、高さに関する審査	1件につき <u>27,540円</u>

<p>する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>60,000円</u></p> <p>1件につき <u>87,000円</u></p> <p>1件につき <u>154,000円</u></p> <p>1件につき <u>210,000円</u></p> <p>1件につき <u>370,000円</u></p> <p>1件につき <u>499,000円</u></p> <p>1件につき <u>663,000円</u></p> <p>1件につき <u>1,082,000円</u></p>	<p>する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの</p> <p>ア イに掲げる場合以外の場合</p> <p>イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合</p> <p>(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの</p> <p>(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの</p> <p>(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの</p> <p>(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの</p> <p>(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの</p> <p>(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの</p>	<p>1件につき <u>61,200円</u></p> <p>1件につき <u>88,740円</u></p> <p>1件につき <u>157,080円</u></p> <p>1件につき <u>214,200円</u></p> <p>1件につき <u>377,400円</u></p> <p>1件につき <u>508,980円</u></p> <p>1件につき <u>676,260円</u></p> <p>1件につき <u>1,103,640円</u></p>	<p>31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の建築物について2以上の工事に</p> <p>既存の建築物に</p>	<p>31の3 法第86条の8第3項の規定による既存の建築物について2以上の工事に</p> <p>既存の建築物に</p>
---	---	---	---	--	--

に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	ついでに以上で工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査		に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	ついでに以上で工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの			(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの		
ア イに掲げる場合以外の場合		1 件につき <u>9,000円</u>	ア イに掲げる場合以外の場合		1 件につき <u>9,180円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき <u>18,000円</u>	イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき <u>18,360円</u>
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの		
ア イに掲げる場合以外の場合		1 件につき <u>31,000円</u>	ア イに掲げる場合以外の場合		1 件につき <u>31,620円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき <u>56,000円</u>	イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき <u>57,120円</u>
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの		
ア イに掲げる場合以外の場合		1 件につき <u>38,000円</u>	ア イに掲げる場合以外の場合		1 件につき <u>38,760円</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき <u>65,000円</u>	イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性審査を必要とする場合		1 件につき <u>66,300円</u>
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの		

が30平方メートル以内のもの	工事を場制緩係定手 行合限和のに認請 和る申請手 数料		
ア イに掲げる場合以外 の場合		1件につき <u>00円</u>	<u>9,0</u>
イ 法第20条第1項第1 号から第3号までに規定 する基準への適合性審査 を必要とする場合		1件につき <u>000円</u>	<u>18,</u>
(2) 当該申請に係る床面積 が30平方メートルを超え、 100平方メートル以内のも の			
ア イに掲げる場合以外 の場合		1件につき <u>000円</u>	<u>31,</u>
イ 法第20条第1項第1 号から第3号までに規定 する基準への適合性審査 を必要とする場合		1件につき <u>000円</u>	<u>56,</u>
(3) 当該申請に係る床面積 が100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のも の			
ア イに掲げる場合以外 の場合		1件につき <u>000円</u>	<u>38,</u>
イ 法第20条第1項第1 号から第3号までに規定 する基準への適合性審査 を必要とする場合		1件につき <u>000円</u>	<u>65,</u>
(4) 当該申請に係る床面積 が200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のも の			
ア イに掲げる場合以外 の場合		1件につき <u>000円</u>	<u>60,</u>
イ 法第20条第1項第1 号から第3号までに規定		1件につき <u>000円</u>	<u>87,</u>

が30平方メートル以内のもの	工事を場制緩係定手 行合限和のに認請 和る申請手 数料		
ア イに掲げる場合以外 の場合		1件につき <u>80円</u>	<u>9,1</u>
イ 法第20条第1項第1 号から第3号までに規定 する基準への適合性審査 を必要とする場合		1件につき <u>360円</u>	<u>18,</u>
(2) 当該申請に係る床面積 が30平方メートルを超え、 100平方メートル以内のも の			
ア イに掲げる場合以外 の場合		1件につき <u>620円</u>	<u>31,</u>
イ 法第20条第1項第1 号から第3号までに規定 する基準への適合性審査 を必要とする場合		1件につき <u>120円</u>	<u>57,</u>
(3) 当該申請に係る床面積 が100平方メートルを超え、 200平方メートル以内のも の			
ア イに掲げる場合以外 の場合		1件につき <u>760円</u>	<u>38,</u>
イ 法第20条第1項第1 号から第3号までに規定 する基準への適合性審査 を必要とする場合		1件につき <u>300円</u>	<u>66,</u>
(4) 当該申請に係る床面積 が200平方メートルを超え、 500平方メートル以内のも の			
ア イに掲げる場合以外 の場合		1件につき <u>200円</u>	<u>61,</u>
イ 法第20条第1項第1 号から第3号までに規定		1件につき <u>740円</u>	<u>88,</u>

する基準への適合性審査を必要とする場合		
(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>4,000円</u>	<u>15</u>
(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>0,000円</u>	<u>21</u>
(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>0,000円</u>	<u>37</u>
(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき <u>9,000円</u>	<u>49</u>
(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき <u>3,000円</u>	<u>66</u>
(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>82,000円</u>	<u>1,0</u>
31の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の建築物について用途変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定変更の申請に対する審査	既存の建築物について工事を行う場合の制限の緩和に係る認定変更の申請に対する審査	
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの	1 件につき <u>00円</u>	<u>9,0</u>
ア イに掲げる場合以外の場合		

する基準への適合性審査を必要とする場合		
(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>7,080円</u>	<u>15</u>
(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>4,200円</u>	<u>21</u>
(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	1 件につき <u>7,400円</u>	<u>37</u>
(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	1 件につき <u>8,980円</u>	<u>50</u>
(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの	1 件につき <u>6,260円</u>	<u>67</u>
(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの	1 件につき <u>03,640円</u>	<u>1,1</u>
31の5 法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による既存の建築物について用途変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る認定変更の申請に対する審査	既存の建築物について工事を行う場合の制限の緩和に係る認定変更の申請に対する審査	
(1) 当該申請に係る床面積が30平方メートル以内のもの	1 件につき <u>80円</u>	<u>9,1</u>
ア イに掲げる場合以外の場合		

イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性を必要とする場合	る認定 変更申 請手数 料	1件につき <u>000円</u>	<u>18,</u>
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			
ア イに掲げる場合以外の場合		1件につき <u>000円</u>	<u>31,</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性を必要とする場合		1件につき <u>000円</u>	<u>56,</u>
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			
ア イに掲げる場合以外の場合		1件につき <u>000円</u>	<u>38,</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性を必要とする場合		1件につき <u>000円</u>	<u>65,</u>
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			
ア イに掲げる場合以外の場合		1件につき <u>000円</u>	<u>60,</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性を必要とする場合		1件につき <u>000円</u>	<u>87,</u>
(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以		1件につき <u>4,000円</u>	<u>15</u>

イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性を必要とする場合	る認定 変更申 請手数 料	1件につき <u>360円</u>	<u>18,</u>
(2) 当該申請に係る床面積が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの			
ア イに掲げる場合以外の場合		1件につき <u>620円</u>	<u>31,</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性を必要とする場合		1件につき <u>120円</u>	<u>57,</u>
(3) 当該申請に係る床面積が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの			
ア イに掲げる場合以外の場合		1件につき <u>760円</u>	<u>38,</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性を必要とする場合		1件につき <u>300円</u>	<u>66,</u>
(4) 当該申請に係る床面積が200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの			
ア イに掲げる場合以外の場合		1件につき <u>200円</u>	<u>61,</u>
イ 法第20条第1項第1号から第3号までに規定する基準への適合性を必要とする場合		1件につき <u>740円</u>	<u>88,</u>
(5) 当該申請に係る床面積が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以		1件につき <u>7,080円</u>	<u>15</u>

内のもの			
(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1 件につき <u>0,000円</u>	<u>21</u>
(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		1 件につき <u>0,000円</u>	<u>37</u>
(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		1 件につき <u>9,000円</u>	<u>49</u>
(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		1 件につき <u>3,000円</u>	<u>66</u>
(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの		1 件につき <u>82,000円</u>	<u>1,0</u>
31の6 法87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して1年以内の期間を定め、興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更し、使用場等とする場合の制限の緩和に係る申請に対する審査		
(1) 使用する期間が3箇月以内の場合	建築物の用途を変更し、使用場等とする場合の制限の緩和に係る申請に対する審査	1 件につき <u>000円</u>	<u>60,</u>
(2) その他の場合	建築物の用途を変更し、使用場等とする場合の制限の緩和に係る申請に対する審査	1 件につき <u>0,000円</u>	<u>12</u>
31の7 法87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必	建築物の用途を変更し、使用場等とする場合の制限の緩和に係る申請に対する審査	1 件につき <u>0,000円</u>	<u>16</u>

内のもの			
(6) 当該申請に係る床面積が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの		1 件につき <u>4,200円</u>	<u>21</u>
(7) 当該申請に係る床面積が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの		1 件につき <u>7,400円</u>	<u>37</u>
(8) 当該申請に係る床面積が5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの		1 件につき <u>8,980円</u>	<u>50</u>
(9) 当該申請に係る床面積が1万平方メートルを超え、5万平方メートル以内のもの		1 件につき <u>6,260円</u>	<u>67</u>
(10) 当該申請に係る床面積が5万平方メートルを超えるもの		1 件につき <u>03,640円</u>	<u>1,1</u>
31の6 法87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して1年以内の期間を定め、興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可の申請に対する審査	建築物の用途を変更し、使用場等とする場合の制限の緩和に係る申請に対する審査		
(1) 使用する期間が3箇月以内の場合	建築物の用途を変更し、使用場等とする場合の制限の緩和に係る申請に対する審査	1 件につき <u>200円</u>	<u>61,</u>
(2) その他の場合	建築物の用途を変更し、使用場等とする場合の制限の緩和に係る申請に対する審査	1 件につき <u>2,400円</u>	<u>12</u>
31の7 法87条の3第6項の規定による建築物の用途を変更して1年を超えて、必	建築物の用途を変更し、使用場等とする場合の制限の緩和に係る申請に対する審査	1 件につき <u>3,200円</u>	<u>16</u>

興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査
要と認めるとして使用する場合の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査
32 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査 (1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	建築設備の確認の申請 建築設備の確認の申請 建築設備の確認の申請	1件につき <u>23,000円</u> 1件につき <u>16,000円</u>	23, 16,
33 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査	建築設備の完了検査 建築設備の完了検査 建築設備の完了検査	1件につき <u>31,000円</u>	31,
34 法第88条において準用する法第6条第1項の規定による工作物の確認の申請に対する審査 (1) 工作物を築造する場合((2)に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた工作物の計画を変更をして工作物を築造する場合	工作物の確認の申請 工作物の確認の申請 工作物の確認の申請	1件につき <u>37,000円</u> 1件につき <u>26,000円</u>	37, 26,
35 法第88条において準用する	工作物	1件につき	<u>38,</u>

興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査
要と認めるとして使用する場合の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査	興等てす場合の 現場制限緩和の 申請に対する審査
32 法第87条の4において準用する法第6条第1項の規定による建築設備の確認の申請に対する審査 (1) 建築設備を設置する場合((2)に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	建築設備の確認の申請 建築設備の確認の申請 建築設備の確認の申請	1件につき <u>23,460円</u> 1件につき <u>16,320円</u>	23, 16,
33 法第87条の4において準用する法第7条第1項の規定による建築設備の完了検査申請に対する検査	建築設備の完了検査 建築設備の完了検査 建築設備の完了検査	1件につき <u>31,620円</u>	31,
34 法第88条において準用する法第6条第1項の規定による工作物の確認の申請に対する審査 (1) 工作物を築造する場合((2)に掲げる場合を除く。) (2) 確認を受けた工作物の計画を変更をして工作物を築造する場合	工作物の確認の申請 工作物の確認の申請 工作物の確認の申請	1件につき <u>37,740円</u> 1件につき <u>26,520円</u>	37, 26,
35 法第88条において準用する	工作物	1件につき	<u>38,</u>

る法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査	完了検査申請手数料	<u>000円</u>
36～39 (略)	(略)	(略)
40 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物移転の制限緩和に係る申請書の審査手数料	1件につき <u>27,000円</u>

る法第7条第1項の規定による工作物の完了検査申請に対する検査	完了検査申請手数料	<u>760円</u>
36～39 (略)	(略)	(略)
40 令第137条の16第2号の規定による移転の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	建築物移転の制限緩和に係る申請書の審査手数料	1件につき <u>27,540円</u>